

## 令和4年度 長野県地域防災計画の主な修正内容

## 【令和3年度に発生した災害を踏まえた修正】

項目	修正内容	修正理由
○盛土による災害の防止に向けた対応	<p><b>風水害対策編 第2章第1節 風水害に強い県づくり</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（全部局）</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p><u>d 危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、市町村と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p><u>h 危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</u></p>	<p>今後、危険な盛土が確認された場合の対応について新たに記載</p>

項目	修正内容	修正理由
<p>○安否不明者等の氏名等公表</p>	<p><b>風水害対策編 第2章第3節 情報の収集・連絡体制計画</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p><u>(サ) 発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）等の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確しておくものとする。（危機管理部）</u></p> <p><b>風水害対策編 第3章第2節 災害情報の収集・連絡活動</b></p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>(中略)</p> <p>市町村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。<u>また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p> <p>4 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>ア 被害報告等</p> <p>(ア) 県（本庁）の実施事項</p> <p><u>e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者等の絞り込みに努める。</u></p>	<p>令和3年度に発生した大雨災害を踏まえ、平時からの安否不明者等の氏名等公表に係る手続等の整理、災害時における氏名等公表による速やかな安否不明者等の絞り込みについて新たに記載</p>

項目	修正内容	修正理由
<p>○適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令</p>	<p><b>風水害対策編 第2章第32節 防災知識普及計画</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 学校における防災教育の推進</p> <p>(2)実施計画</p> <p>【県及び市町村が実施する計画】（県民文化部、教育委員会）</p> <p><u>(イ) 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</u></p> <p><b>風水害対策編 第3章第12節 避難受入及び情報提供活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア 実施機関</p> <p>(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。<u>さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等も活用し、適切に判断を行うものとする。</u></p>	<p>令和3年度に発生した大雨災害を踏まえ、学校において、消防団員等の災害経験のある者が参画した防災教育の推進に努めることについて新たに記載</p> <p>避難情報の発令の判断にあたり、専門的な知識が乏しい市町村において、気象防災アドバイザー等の専門家による技術的な助言を活用することについて新たに記載</p>

【南海トラフ地震臨時情報への対応】

項目	修正内容	修正理由
<p>○県・市町村が管理する施設の対策</p>	<p><b>震災対策編 第6章第9節 防災関係機関のとりべき措置</b></p> <p>第2 活動の内容</p> <p>6 防災関係機関が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</p> <p><u>県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、後発地震に備えた自らが管理等を行う施設等に関する対策として、施設利用者の安全確保及び機能確保のため、速やかに点検等を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、具体的な対策は施設毎に定めるものとし、県又は市町村以外が管理する施設の管理者においても対策を講じるものとする。</u></p> <p><b>(1) 防災上重要な施設に関する対策</b></p> <p>県及び市町村は、<u>特に、後発地震の発生後においても、防災上重要な施設（災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるもの）</u>について、その機能を果たすため、<u>体制を整えるとともに、必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><b><u>ア 道路等（橋梁、トンネル、砂防施設、法面、林道等を含む）【建設部、林務部等】</u></b></p> <p><u>危険度が特に高いと予想されるものについて、通行止め等、管理上必要な措置を行う。</u></p> <p><b><u>イ 河川・ダム</u></b></p> <p><b><u>a 河川【建設部】</u></b></p> <p><u>水位計、監視カメラ等の動作確認等、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検準備、その他の措置を行う。</u></p> <p><b><u>b ダム【建設部・企業局】</u></b></p> <p><u>施設点検、貯水量の調整等に係る操作方法の確認等の措置を行う。</u></p> <p><b><u>ウ ため池・用水路【農政部】</u></b></p> <p><u>施設点検、貯水量の調整等に係る操作方法の確認等の措置を行う。</u></p>	<p>市町村・各部局との検討の結果を踏まえ、県・市町村・各施設管理者の後発地震に備えるための施設（防災上重要な施設、多数の者が出入りする施設等）に係る対策を具体的に記載</p>

項目	修正内容	修正理由
	<p><b>エ 松本空港【企画振興部】</b>  <u>滑走路閉鎖・空港内への立入規制、空港内の被害状況の把握、エプロンの使用制限等の必要な措置を行う。</u></p> <p><b>オ 庁舎、合同庁舎その他災害応急対策上重要な施設【各部局】</b>  <u>非常用発電設備、無線通信機器等通信手段の確認、自衛消防団の活動確認等を行う。また、災害対策本部等運営に必要な資機材及び緊急車両等の確保を行う。</u></p> <p><b>(2) 多数の者が出入りする施設に関する対策</b>  <u>学校、社会福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、博物館、美術館、図書館、動物園等の多数の者が出入りする施設の管理上の措置の共通事項として以下の対応を行うものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・入場者等への情報伝達</u></li> <li><u>・入場者等の安全確保のための退避等の措置</u></li> <li><u>・施設の防火点検及び設備、備品等の転倒・落下・破損防止措置</u></li> <li><u>・出火防止措置</u></li> <li><u>・水、食料等の備蓄</u></li> <li><u>・消防設備の点検、整備</u></li> <li><u>・非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備</u></li> </ul> <p><u>また、以下のとおり各施設の管理上の措置を行うものとする。</u></p> <p><b>ア 県立高等学校・特別支援学校等【県教育委員会】</b>  <u>日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震による災害リスクを考慮し、児童生徒や教職員等の身の安全を守ることを最優先に、各校の判断により安全確保のための適切な措置を行う。</u></p>	

項目	修正内容	修正理由
	<p><u>なお、「臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは、次の対応とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・推進地域内のうち土砂災害警戒区域等に所在する学校については、学校での災害リスクを考慮し、原則臨時休業とする（1週間程度）。</u></li> <li><u>・上記以外の学校については、土砂災害警戒区域等を経由して通学する児童生徒等について、通学の安全が確保できない場合には登校させないなど、安全確保のための措置を行う。</u></li> </ul> <p><b>イ 県立学校【県教育委員会以外の各部局が所管する学校等】</b></p> <p><u>後発地震発生による災害リスクを考慮し、児童生徒等に対する安全確保のための措置を行う。</u></p> <p><b>ウ 保育園、小・中学校等(市町村等所管)</b></p> <p><u>児童生徒等の年齢も考慮の上、地域や家庭環境に応じた対応を行い、後発地震発生による災害リスクを考慮した安全確保のための措置を行う。</u></p> <p><b>エ 社会福祉施設【健康福祉部】</b></p> <p><u>重度障がい者、高齢者等、移動することが困難な者等について、個々の状況に応じた安全確保のための必要な措置を行う。</u></p> <p><b>オ 病院・診療所等【健康福祉部】</b></p> <p><u>患者・入所者の安全確保及び避難に備えた対応の確認、施設点検、患者搬送計画の策定等の必要な措置を行う。また、搬送増加が想定される負傷者の受入れ等に備えた必要な措置を行う。</u></p> <p><b>カ 上下水道施設【企業局、環境部】</b></p> <p><u>処理機能の確保等、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を行う。</u></p> <p><b>キ 警察本部の所管する施設（警察署、警察学校、運転免許センター等）</b></p> <p><u>車両、資機材の被災を防止する措置を行うとともに、非常用電源設備の点検、来庁者に対</u></p>	

項目	修正内容	修正理由
	<p><u>する安全確保のための必要な措置を行う。</u></p> <p><b>(3) <u>工事中の公共施設、建築物、その他【各部局】</u></b>  <u>後発地震発生時の対応について、各監督員が現場代理人等と情報を共有し、工事中断の判断や資機材の落下防止等、工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を行う。</u></p> <p>(4) 防災関係機関は、各施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所を選定し、必要な実施体制を整備するものとする。</p>	

項目	修正内容	修正理由
<p>○住民・企業等への防災対応の呼びかけ</p>	<p><b>震災対策編 第6章第4節 広報計画</b>  <u>(参考)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>県・市町村から住民、企業等への防災対応の呼びかけについて</u></p> <p><u>県及び推進地域に指定されている市町村は、ホームページ、防災行政無線、広報車、SNS等により、住民に対して、以下について広報を行い、併せて、一定期間*、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認を促すとともに、できるだけ安全な行動をとることなどについて呼びかけを行う。また、推進地域内の企業等に対しても、適切な防災対応をとるよう呼びかけを行う。</u></p> <p><u>※「一定期間」の目安</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・半割れケースの場合 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から2週間</u></li> <li><u>・一部割れケースの場合 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表から1週間</u></li> <li><u>・ゆっくりすべりケースの場合 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表からすべりが収まったと評価されるまでの期間</u></li> </ul> <p><b>ア 住民への防災対応の呼びかけ（第6節、第7節関連）</b>  <u>臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）が発表された際に住民が取るべき防災対応について、以下の観点を踏まえ、住民一人ひとりが防災対応を検討・実施することを基本とし、県及び市町村は必要な情報提供を行う等、防災行動を促す。</u></p> <p><u>○日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間地震発生に注意した行動をとること。また、一定期間できるだけ安全な防災行動をとること。</u></p> <p><u>○「臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは、さらに次の防災対応をとること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>・土砂災害に対する防災対応</b>  <u>土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域内に居住する住民は、個々の状況に応じて、自主避難を含め、身の安全を守る等の防災対応を検討する。</u></li> </ul>	<p>臨時情報発表時の住民、企業等への防災対応の呼びかけを整理の上、記載</p>

項目	修正内容	修正理由
	<p><u>・住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応</u> 耐震性の不足する住宅に居住する住民は、自主避難を含め検討する。また、器具の使用を控えること等により、火災の発生を防止する。</p> <p><u>イ 観光客への防災対応の呼びかけ（第7節関連）</u> 推進地域内の観光客に対して、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点の再確認を行うことを呼びかける。</p> <p><u>ウ 推進地域外の住民等への防災対応の呼びかけ（第7節関連）</u> 住民及び観光客に対し、「地震に備えた行動」を求め、<u>「冷静な対応を行う」ことを合わせて呼びかける。</u></p> <p><u>エ 企業等への防災対応の呼びかけ（第8節関連）</u> 日頃からの地震への備えを再確認する等、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することを基本とする。 <u>そのため、以下の対策を行う。</u></p> <p><u>※南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）発表後、一部地域の被害等を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討する。</u></p> <p><u>※南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定める。</u></p> <p><u>※各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、所要要員の確保について検討するとともに、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置する。</u></p>	

【その他 ～関連する法令の改正や最近の施策の進展等を踏まえた修正～】

項目	修正内容	修正理由
<p>○豪雪地帯における 雪害対策の推進</p>	<p><b>雪害対策編 第1章第1節 雪害に強い地域づくり</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 雪害に強い県づくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>ア【県、市町村及び関係機関が実施する計画】</u></p> <p><u>県、市町村及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>14 雪害に関する知識の普及・啓発</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（危機管理部・健康福祉部・警察本部）</p> <p>(ア) 次の項目についてテレビ、ラジオ等のマスメディアや、防災研修会、防災講演会、パンフレット等により広く県民に対して防災知識の普及を図る。<u>特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の普及等を図る。</u></p> <p>また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯に対して、地域で連携して支援する体制があることを普及・啓発する。</p> <p>a 雪害に関する警報・注意報等に対する知識</p> <p>b 住宅周辺等の自主的除雪を心がける等の防災思想の普及</p>	<p>大規模な立ち往生発生時の滞留車両の乗員への支援体制の構築について新たに記載</p> <p>豪雪地帯対策特別措置法の改正を踏まえ、除排雪時の人的被害防止のための命綱固定アンカーの設置の促進等について新たに記載</p>

項目	修正内容	修正理由
<p>○災害応急対策に従事する航空機の安全確保</p>	<p>c 住宅周辺等の自主的除雪の際の屋根からの落雪への注意 d 屋根の雪下ろしの際の転落防止への注意</p> <p><b>イ【市町村が実施する計画】</b> 降積雪時の適切な活動や除雪作業の危険性と対応策等について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図るものとする。<u>特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の普及等を図るものとする。</u></p> <p>また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整えるものとする。</p> <p><b>風水害対策編 第3章第7節 救助・救急・医療活動</b> <b>第3 活動の内容</b> <b>2 医療活動</b> <b>(2) 実施計画</b> <b>ア【県が実施する対策】(危機管理部、健康福祉部、警察本部)</b> (ク) 災害対策本部は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害医療本部や現地対策本部と連携して必要な調整を行う。 (略) <u>(コ) 災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u></p>	<p>航空法施行規則の改正を踏まえ、緊急用務空域※の指定の依頼、同空域における無人航空機の飛行許可申請に係る調整について新たに記載</p> <p>※緊急用務空域 警察、消防等の捜索、救助活動等を行う航空機の支障とならないよう、無人航空機の飛行を原則禁止する空域で、国土交通大臣が指定する</p>

項目	修正内容	修正理由
<p>○避難所における食物アレルギーへの配慮、再生可能エネルギーの活用</p>	<p><b>風水害対策編 第3章第14節 食料品等の調達供給活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 食料品等の調達</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p><u>(シ) 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p><u>(ア) 計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行うものとする。</u></p> <p><u>(イ) 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p>	<p>食料品の調達に際し、避難所における食物アレルギーへ配慮することについて新たに記載</p>

項目	修正内容	修正理由
	<p><b>風水害対策編 第2章第11節 避難の受入活動計画</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p><u>(カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備、要配慮者への配慮について支援を行うものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備の支援を行うものとする。</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。<u>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>避難所における再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等の整備について新たに記載</p>

項目	修正内容	修正理由
<p>○防災行動計画 (タイムライン)の 作成</p>	<p><b>風水害対策編 第2章第1節 風水害に強い県づくり</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(エ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>g 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>g 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>g 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p>	<p>各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)の作成、同計画の効果的な運用等について新たに記載</p>